

②申告の期間と会場

期間 2月9日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)
 ※3月5日(日)のみ、休日も受け付けします。

受付時間 午前8時30分～11時、午後1時～4時

会場 市役所新館5階会議室

※待ち時間が長時間となることが予想されます。市・県民税申告書は、市ホームページからダウンロードできるほか、税務課と十和田湖支所に備え付けていますので、郵送申告にご協力ください。

今年度から申告書にはマイナンバーの記載が必要です。



③申告時に必要なもの

対象	必要書類など
申告者全員 (全て申告者本人のものです。)	①印鑑 (朱肉の必要なもの) ②市役所から郵送された受付票 ③マイナンバーカードの写し、またはマイナンバー通知カードと身元確認書類 (運転免許証など) の写し ④口座番号が分かるもの ※口座振替を希望する場合は、届出印も必要です。
所得	給与所得 給与の源泉徴収票
	年金所得 公的年金の源泉徴収票
	営業・農業・不動産所得 収支内訳書 ※仕入れや売上げなどの帳簿類や経費の領収書など必ず事前に整理・集計を行い、収支内訳書を作成の上持参してください。持参しない場合は申告の受け付けはできません。
控除	社会保険料控除 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かるもの
	障害者控除 身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳 (療育手帳)、生活福祉課で発行した障害者控除対象者認定書 (要介護認定者用)
	医療費控除 医療機関の領収書、保険金や高額療養費などの補てんされる金額が分かるもの
	生命保険料控除 支払金額などの証明書
	地震保険料控除
	寄附金控除 寄附先から発行された証明書 (ふるさと納税など寄附金受領証明書)

※医療費などの領収証は必ず事前に集計してください。

※会場で確定申告をする人は、ご自身でパソコンを操作し申告書を作成できる「e-Tax申告書作成コーナー」を利用していただきます。指導員が操作の仕方を説明します。

十和田税務署からのお知らせ

平成28年分確定申告

種類	申告期間 (土・日曜日、祝日は除く)
所得税・復興特別所得税・贈与税	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時
消費税・地方消費税	2月16日(木)～3月31日(木) 午前9時～午後5時

会場 十和田奥入瀬合同庁舎1階

※申告書などにはマイナンバーの記載が必要です。また確認のため、マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと身元確認書類 (運転免許証など) の提示または写しの添付が必要です。

問十和田税務署 ☎ 3 1 5 1

申告書は、国税庁ホームページで作成できます
 申告待ち時間なし！自宅で24時間いつでもOK！

- ①「作成コーナー」へアクセス
パソコンから「作成コーナー」で検索
- ②申告書を作成
画面の案内に従って、申告書作成
- ③申告書を提出

▶書面提出の場合

印刷して、十和田税務署へ郵送などで提出

▶e-Tax (電子申告) の場合

マイナンバーカード (電子証明書付き) とICカードリーダライタを用意して、作成した申告書を電子送信
 e-Taxをすると、源泉徴収票などの提出が不要、還付金がスピーディーに受けられるなどメリット大です！

